

○ 総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十九日

総務大臣 村上誠一郎

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令  
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(空中線電力の許容偏差) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			(空中線電力の許容偏差) 第十四条 〔同上〕		
送信設備	許容偏差		送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)		上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〇五 略〕	〔略〕	〔略〕	〔一〇五 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
六 次に掲げる送信設備 (一) 七六MHzを超え九九MHz以下の周波数の電波を用いる受信障害対策中継放送(超短波放送(デジタル放送を除く。))に係るものに限る。)を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの 〔(一)・(二) 略〕	〔略〕	〔略〕	六 次に掲げる送信設備 (一) 七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を用いる受信障害対策中継放送(超短波放送(デジタル放送を除く。))に係るものに限る。)を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの 〔(一)・(二) 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔七〇二十一 略〕	〔略〕	〔略〕	〔七〇二十一 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔二〇五 略〕			〔二〇五 同上〕		
備考 表中の「 〃 」の記載は注記である。					

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 訂 後	改 訂 前
<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)            [第一～第五 略]            第六 第2条第1項第57号、第57号の2又は第57号の4に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書            [様式略]            [注1・2 略]            3 2の(2)の欄は、「F 8 E 76.1MHzから98.9MHzまで」又は「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。            [4～14 略]</p>	<p>別表第二号 [同左]            [第一～第五 同左]            第六 [同左]            [様式同左]            [注1・2 同左]            3 2の(2)の欄は、「F 8 E 76.1MHzから94.9MHzまで」又は「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。            [4～14 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記号は別記を参照。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。